

善通寺市建設工事成績評定結果の公表に関する実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、善通寺市建設工事成績評定要領（平成18年4月1日施行。以下「評定要領」という。）第6条第2項の規定に基づき、善通寺市が発注する建設工事成績評定結果を公表するにあたり、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 公表の対象は、評定要領第2条に定める工事とする。

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、各号に定めるものとする。

- (1) 契約番号
- (2) 工事名
- (3) 工事場所
- (4) 請負者名
- (5) 検査種別
- (6) 評定点（評定要領の工事成績評定表（第1号様式）の評定点合計をいう。）とする。

2 公表は、請負建設工事成績評定一覧表（第1号様式。以下「公表資料」という。）によるものとする。

(公表の方法)

第4条 公表は、総務部総務課において閲覧に供する方法により行う。

2 公表は、請負者に工事成績評定通知書を送付した後、速やかに行うものとする。

3 公表の期間は、検査を実施した年度から5年間とする。

4 閲覧時における公表資料の貸出し及び複写は行わないものとする。

5 閲覧は、善通寺市の休日を定める条例（平成元年善通寺市条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間において行うものとする。

6 公表資料の管理及び保管は、総務部総務課が行うものとする。

(補則)

第5条 この要領に定めのない事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。